

## 宇治市風致地区条例施行規則

平成 27 年 3 月 25 日

規則第 7 号

改正 平成 27 年 12 月 18 日規則第 35 号

平成 31 年 3 月 8 日規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、宇治市風致地区条例（平成 26 年宇治市条例第 33 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請等)

第 2 条 条例第 3 条第 1 項の許可を受けようとする者は、風致地区内行為許可申請書（別記様式第 1 号）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 説明書（別記様式第 2 号）

(2) 別表に掲げる図面（同表の行為の種別の欄に掲げる行為の区分に応じ、同表の図面の種類の欄に掲げるものをいう。以下同じ。）

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、許可書（別記様式第 3 号）を申請者に交付するものとする。

(許可の変更等)

第 3 条 条例第 3 条第 1 項の許可を受けた者は、当該許可を受けた事項を変更しようとするときは、風致地区内行為変更許可申請書（別記様式第 4 号）に前条第 1 項の説明書及び図面（いずれも変更に係るものに限る。）を添えて市長に提出しなければならない。

2 前条第 2 項の規定は、前項の申請について準用する。

3 条例第 3 条第 1 項の規則で定める軽微な変更は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 緑地の面積を増加させることとなる変更（道路、公園、広場その他の公共の用に供する空地（以下「公共用空地」とい

- う。)から見える緑地の位置の変更を伴わないものに限る。)
- (2) 木竹の本数を増加させることとなる変更(公共用空地から見える木竹の位置の変更を伴わないものに限る。)
  - (3) 公共用空地から見えない位置にある緑地及び木竹の位置の変更
  - (4) エアコンディショナーの室外機、給湯器その他これらに類する建築設備の公共用空地から見えない位置への変更
  - (5) 外観が変わらない変更
  - (6) その他市長が良好な風致の維持に支障を及ぼすおそれがないと認めるもの
- (標識の設置)

第4条 条例第3条第1項の許可を受けた者は、当該許可を受けた行為の着手の日から完了の日までの間、当該行為をする場所の見やすい箇所に、風致地区内行為許可標識(別記様式第5号)を設置しなければならない。

(公共的団体)

第5条 条例第4条の規則で定める公共的団体は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 国立研究開発法人森林総合研究所
- (2) 独立行政法人中小企業基盤整備機構
- (3) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
- (4) 独立行政法人労働者健康安全機構
- (5) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- (6) 独立行政法人水資源機構
- (7) 独立行政法人環境再生保全機構
- (8) 独立行政法人都市再生機構

(協議の手続)

第6条 条例第4条の規定による協議をしようとする国の機関等は、風致地区内行為協議書(別記様式第6号)に第2条第1項の説明書及び図面を添えて市長に提出しなければならない。

( 通知の手続 )

第 7 条 条例第 5 条の規定による通知は、風致地区内行為通知書( 別記様式第 7 号 ) に第 2 条第 1 項の説明書及び図面を添えて行うものとする。

( 完了等の届出 )

第 8 条 条例第 7 条第 1 項の規定による届出は、風致地区内行為完了届出書( 別記様式第 8 号 ) に、次の各号に掲げる書類を添えて行うものとする。

( 1 ) 許可に係る行為の完了を示すカラー写真( 全景及び各種行為の状況が分かるもの )

( 2 ) その他市長が必要があると認める書類

2 条例第 7 条第 2 項の規定による届出は、風致地区内行為取りやめ届出書( 別記様式第 9 号 ) に、取りやめる行為に係る次の各号に掲げる書類( 変更に係るものを含む。 ) を添えて行うものとする。ただし、紛失その他これらの書類を添付することができない理由があると認められるときは、添付を要しない。

( 1 ) 許可書

( 2 ) 許可申請書の写し

( 3 ) 許可申請書に添付した説明書及び図面の写し

( 地位の承継の届出 )

第 9 条 条例第 8 条第 3 項の規定による届出は、地位承継届出書( 別記様式第 10 号 ) により行うものとする。

( 報告 )

第 10 条 市長は、条例第 10 条第 1 項の規定により報告を求めるときは、当該報告を求める者に風致地区内行為実施状況等報告書( 別記様式第 11 号 ) を提出させるものとする。

2 前項の報告書には、次の各号に掲げる書類を添えるものとする。

( 1 ) 図面

( 2 ) 施行状況が分かるカラー写真

( 3 ) その他市長が必要があると認める書類

(立入検査職員証)

第11条 条例第10条第2項の証明書は、立入検査職員証(別記様式第12号)とする。

(公表事項)

第12条 条例第11条の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 措置を命ぜられた者の住所及び氏名(当該措置を命ぜられた者が法人であるときは、当該法人の主たる事務所の所在地、名称並びに代表者の職及び氏名)

(2) 措置に係る行為の内容及び場所

(3) 措置を命ぜられた者の違反の内容

(書類の提出等に係る部数)

第13条 この規則の規定による提出等に係る書類の部数は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 第2条第1項、第3条第1項及び第6条の規定による提出に係る書類並びに第7条の通知に係る書類 正本1部及びその写し2部

(2) 第8条及び第9条の届出に係る書類並びに第10条の規定による提出に係る書類 正本1部及びその写し1部

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年規則第35号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成31年規則第3号)

この規則は、平成31年7月1日から施行する。